

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成25年11月15日
(名称) 藤沢市地域公共交通会議
(代表者名) 岡村 敏之 印

1. 生活交通改善事業計画の名称
平成25年度 藤沢市ユニバーサルデザインタクシー車両導入促進計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
今後も高齢化が進むと考えられるため、病院や福祉施設周辺の道路、駅施設などの公益施設におけるユニバーサル化、交通安全対策の推進と併せて、公共交通車両のユニバーサルデザイン化を進めることが重要と考えられます。このことから、施設のユニバーサルデザイン化と併せ、タクシー事業者と連携したUDタクシーの導入を促進します。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
(1) 事業の目標
現在、藤沢市域では、1台のUDタクシー車両が導入されている。移動円滑化の全国的な目標では、平成32年までに約2万8千台の福祉タクシー車両の導入を目指していることから、藤沢市域内のUDタクシー車両を平成32年までに全車両の10%程度に相当する40台程度まで増加させる。
(2) 事業の効果
UDタクシー車両を増加させることで、従来タクシー車両での外出が困難となっていた車イス利用者等の利用が見込まれるとともに、誰にでも利用しやすい車両の増加は、高齢者や障害者の外出機会を増やす効果が期待される。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
(内容)
UDタクシー（スロープ車両）2台：江ノ島タクシー（株）、和光交通（株）
(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)
江ノ島タクシー（株）：身体・知的・精神 各1割引 和光交通（株）：身体・知的・精神 各1割引
(実施事業者（補助対象事業者）における特定地域での減休車の状況について)
江ノ島タクシー（株）：減車率 9.4% 和光交通（株）：減車率 7.7%

(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉

●一般タクシーの代替でユニバーサルデザインタクシーを導入する事業

例) 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条に定める特定地域において、道路運送法に係る事業計画上一般車両として届け出ているセダン車両の代替車両としてユニバーサルデザインタクシー認定制度の認定を受けた車両を導入する事業である。

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

25年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
UDタクシー 車両導入 促進計画	5,998千円	1,200千円	千円	千円	4,798千円
	100%	20.0%	%	%	80.0%
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合 計	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%

※総事業費については見込み額を記載。

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

26年度（翌年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
UDタクシー 車両導入 促進計画	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合 計	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%

※総事業費については見込み額を記載

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	平成25年度				平成26年度				平成27年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
UDタクシー車両導入促進計画				2台 交付決定後着手 3月31日完了								

7. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年 4月25日（第1回）藤沢市地域公共交通会議設立。 ・平成25年10月28日 神奈川県タクシー協会藤沢地区会で、UD車両の導入方針及び、平成25年度の導入計画について合意。 ・平成25年11月13日 議決の結果、委員の過半数から合意が得られたため、藤沢市地域公共交通会議の合意事項とした。

8. 利用者等の意見の反映

市内の坂の多い地域では高齢などで、歩くのに不自由される方も多いため、今後、タクシー事業者の積極的な導入に期待します。

9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	・ 神奈川県県土整備局 都市部交通企画課
関係市区町村	・ 藤沢市計画建築部
交通事業者・交通施設管理者等	・ (社)神奈川県バス協会相模支部藤沢地区会 ・ 神奈川中央交通株式会社 ・ 江ノ島電鉄株式会社 ・ 神奈川県警察本部 交通部交通規制課 都市交通対策室 ・ 藤沢警察署 ・ 藤沢北警察署
一般旅客事業者の組織する団体	・ 神奈川県交通運輸産業労働組合協議会
地方運輸局	・ 関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	・ 市民 ・ 東洋大学教授 ・ のりあい善行運行準備委員会（市民組織）

■注意事項

・ 総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 神奈川県藤沢市朝日町1-1

(所 属) 藤沢市 計画建築部 都市計画課

(氏 名) 香川 宗宣

(電 話) 0466-50-3537

(e-mail) tosikei@city.fujisawa.kanagawa.jp